

書換交付

許可番号 062 46

コピー厳禁

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番地

静和エンバイロメント株式会社

氏 名

代表取締役 和波 剛

優
良

複 写 原 禁

本許可証の写しを複写・印刷、
使用することを禁じます。

許可取得の為の使用は無効です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項の規定による者であることを証する。

静和エンバイロメント株式会社

廃棄物行政課

静岡市

印

複 写 原 禁

許 可 の 年 月 日 令和元年11月14日

許可の有効年月日 令和8年11月13日

本許可証の写しは許可内容の提示目的に
限り発行致します。

許可取得のための使用は無効です。

年 月 日

静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

別に記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）

※以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

※以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類

廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）、紙くず、木くず、動植物性残渣、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

※以上9種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地 静岡市駿河区豊田二丁目10番1号

積替え又は保管を行う場所の面積 28.32m²

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 上記のとおり

積替えのための保管上限 37.8m³

積み上げることができる高さ 一

許可の更新又は変更の状況

平成 9年11月12日 新規

平成14年11月12日 更新

平成15年 4月 1日 合併みなし

平成16年 8月 4日 変更

平成17年 4月25日 変更

平成18年 3月31日 合併みなし

平成19年 9月19日 変更

平成19年11月14日 更新

平成20年11月 1日 合併みなし

平成24年11月14日 更新

平成30年 8月 1日 変更

令和 元年11月14日 更新

令和 2年 6月 8日 優良認定

令和 2年 7月 1日 書換交付（法人名称変更）